平成２８年（フ）第２３１号
三重県亀山市阿野田町1095番地３
債務者　吉井　俊一
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０３号
三重県桑名市陽だまりの丘７丁目1805番地
ラルバ301号
債務者　山村聖二こと　ＹＡＭＡＭＵＲＡ　ＳＥＩＪＩ　ＴＡＲＵＣ
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
三重県四日市市中川原２丁目５番21号　クレール・カルチェＡ－102
債務者　田中　俊惠（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
三重県桑名市大字和泉605番地２　グランフォンテーヌ301号
債務者　出口　陽義
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
三重県四日市市南納屋町14番27号
債務者　瀧澤　朋子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２１８号
三重県桑名市陽だまりの丘２丁目721番地
プチサンピアⅡ203号
債務者　要　　友和
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１１２１号
京都市右京区太秦垣内町12番地３　デトム・ワン嵯峨野路402
債務者　古川　　誠
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２７号
京都市北区大宮北椿原町１番地２
債務者　山口　輝子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２９号
京都府向日市寺戸町笹屋７番地の８　新笹屋荘２号室
債務者　山本　克美
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４０号
京都府木津川市兜台１丁目１番地１　高の原駅西第２団地２－101号
債務者　鈴木　恭輔
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４１号
京都府木津川市兜台１丁目１番地１　高の原駅西第２団地２－101号
債務者　鈴木　啓太
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５６号
京都府長岡京市久貝２丁目13番６号　山本マンション　103
債務者　関根　健一
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６７０号
兵庫県西宮市甲陽園本庄町６番50－457号
債務者　脇坂　浩史
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３０号
奈良県大和郡山市筒井町1368番地８
債務者　中島　健一
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３７６号
奈良市あやめ池南１丁目３番19号
債務者　山田　佳子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３０１号
愛媛県松山市拓川町１番３号　石手リバーハイツＢ105号
債務者　毛利　栄二
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
松山地方裁判所民事部